

AEDの設置拡大、適切な管理等（概要） －行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん－

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：大森彌 東京大学名誉教授）に諮り、AEDの設置の推進、維持管理の適切化及び設置情報の周知を図るための取組を進める必要がある等の意見を踏まえて、平成 25 年 3 月 26 日、厚生労働省等にあっせんしました。

（行政相談の要旨）

- 公共施設や不特定多数が利用する施設へのAEDの設置を推進してほしい。
- 設置されているAEDの中には、電池切れにより電源が作動しないなどのトラブルもあると聞くので、維持管理を適切に行ってほしい。
- AEDが、どこに設置されているのか分からない。市民に分かりやすく情報提供してほしい。

※ 本件は、平成 21 年 10 月に京都行政評価事務所、23 年 6 月に関東管区行政評価局、23 年 8 月に北海道管区行政評価局が受け付けた相談事案。

○ 概要

- ・ AED(自動体外式除細動器(Automated External Defibrillator))は医療機器であるが、平成16年7月、厚生労働省は医政局長通知により、医療従事者でなくてもAEDの使用を可能とし、学校、駅、商業施設等において設置が拡大。
- ・ 厚生労働省は、上記通知により、製造業者、販売業者を通じ、AED設置者に対し、点検担当者が、AEDの維持管理を適切に実施するよう周知。
- ・ 一般財団法人日本救急医療財団は、販売業者等を通じた情報により、AEDの設置情報を登録し、ホームページで公開しており、AED設置者に対し、登録を呼びかけ。

○ 行政評価局の調査結果

- ・ 調査した都道府県においては、AEDの設置が望ましい施設等の設置基準の明確化を求める意見多数。
- ・ 国の出先機関及び民間施設のAEDの維持管理状況を確認したところ、日常点検が行われていない、電極パッドやバッテリーの定期的な交換が行われていないなど、適切な管理が行われていないもの多数。
- ・ AED設置者の中には、日本救急医療財団へ設置情報を登録していないものがみられるなど、日本救急医療財団が把握、公表している情報は不十分。

（あっせん要旨）

厚生労働省は、次の措置を講じる必要がある。

- ① AEDの設置が望ましい施設、場所について、ガイドライン等の作成及び都道府県等への周知を検討すること
- ② AEDが適切に管理されていない原因を分析した上で、AED設置者が適切な維持管理を行うよう、必要な措置を講ずること
- ③ AED設置者に対し、AED設置情報を日本救急医療財団へ登録するよう、販売業者を通じ協力を要請すること

このあっせんにより、AED設置箇所が拡大するほか、AEDの適切な維持管理や設置場所の周知が行われ、一般市民による使用機会が拡大し、心肺停止状態の傷病者に対する救命の向上を図ることができる。



AED(自動体外式除細動器)について

AED(自動体外式除細動器(Automated External Defibrillator))は、自動的に心臓の状態を判断し、不整脈があったと判断された場合は、心臓に電気ショックを与え、心臓を正常に戻す医療機器。平成16年7月、厚生労働省通知により、一定条件の下、非医療従事者もAEDの使用が可能となり、急速に普及。一般住民が利用可能なものの販売台数(累計)は、表-1のとおり、平成23年12月までに29万7,705台。

表-1 一般住民が利用可能なAEDの販売台数(累計)の推移

(単位：台)

平成16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
1,097	9,906	43,212	90,805	149,318	203,924	251,030	297,705

(注) 数値は、平成23年度厚生労働科学研究費補助金「循環器疾患等の救命率向上に資する効果的な救急蘇生法の普及啓発に関する研究」より作成

AEDの使用状況

AEDの設置の増加に伴い、一般住民によるAEDの使用件数も年々増加し、平成23年には、表-2のとおり、1,433件使用。

表-2 全症例のうち一般市民により除細動が実施された件数の推移

(単位：件)

平成19年	20年	21年	22年	23年
486	807	1,007	1,298	1,433

(注) 数値は、総務省消防庁「平成24年版救急・救助の現況」(平成24年12月)より作成

行政評価局の調査結果

1 AEDの設置拡大

当省が20都道府県を抽出し、医療法（昭和23年法律第205号）に基づく医療計画の内容を確認したところ、表－3のとおり、7都道府県はAEDの設置拡大(推進)に係る記載がなかった。また、AEDの設置拡大(推進)に係る記載がある13都道府県における同計画の内容をみると、設置拡大の数値目標の記載や対象施設は区々となっていた。

表－3 都道府県の医療計画におけるAED設置拡大の内容

区分		記載内容	都道府県数
設置拡大についての記載あり	数値目標あり	都道府県、市町村、民間を含めた県内施設への設置の推進	3
		都道府県、市町村の公共施設への設置の推進	1
		都道府県、市町村の公共施設のうち、年間利用者が1.5万人以上の施設への設置の推進	1
		都道府県施設への設置の推進	2
		都道府県施設のうち、年間利用者が10万人以上の施設への設置の推進	1
	数値目標なし	AEDの普及及び整備促進	3
		都道府県、市町村の公共施設への設置を推進するとともに、民間施設における設置について普及啓発を図る	2
		計	13
なし		AEDの使用を含めた応急手当の普及啓発を推進	7
合 計			20

(注) 当省の調査による。

表－4 13都道府県においてAED設置拡大対象施設が区々となっている理由

- ・ 都道府県施設、市町村施設、民間施設に対する設置の必要性はあるものの、設置基準が明確でないため、個別施設ごとの目標は設定していない（7都道府県）
- ・ 都道府県施設は全て設置することとしているが、市町村施設及び民間施設については設置の必要性はあるものの、AEDの設置基準が明確でないため、これらの施設については含めていない（7都道府県）
- ・ AEDの設置場所について、施設の規模等の基準が明確になれば、設置台数の把握も容易になり、設置促進に向けた計画が策定しやすい（8都道府県）

(注) 1 当省の調査結果による。

2 都道府県によっては複数の理由を述べているものがある。

2 AEDの維持管理

- 総務省群馬行政評価事務所、山梨行政評価事務所及び長野行政評価事務所がそれぞれの県内に所在する国の行政機関に設置されたAEDの管理状況を調査した結果、表－5のとおり、92機関中74機関(80.4%)は維持管理が不適切となっており、中には、電極パッドの使用期限が過ぎていた機関(10機関)もみられた。

表－5 群馬、山梨及び長野の各県内の国の行政機関におけるAEDの維持管理状況

(単位：機関、%)

区 分		群馬県内	山梨県内	長野県内	計
適切な管理が行われていた機関		12	3	3	18 (19.6)
不適切な管理となっている機関	電極パッドの使用期限が過ぎていた機関	4	2	4	10
	日常点検は実施しているが、点検結果を記録していない機関	14	13	7	34
	日常点検を実施しない機関	14	0	11	25
	消耗品の使用期限を記した表示ラベルの表示方法等が不適切な機関(表示場所、記載内容)	0	14	0	14
	点検担当者が配置されていなかった機関	12	0	0	12
小計		32	23	19	74 (80.4)
合計(調査対象機関数)		44	26	22	92 (100)

(注) 1 群馬事務所、山梨事務所及び長野事務所の調査結果による(平成24年4月～7月調査)。

2 重複項目に該当するものがあるため、該当施設数の合計は一致しない。

3 不適切な管理となっている施設については、既に改善措置がとられている。

- 北海道管区行政評価局が、札幌市内の不特定多数の者が利用する駅、旅館・ホテル、百貨店、スポーツ施設等125施設を抽出してAEDの管理状況を調査した結果、表－6のとおり、106施設(84.8%)において管理が不十分なものとなっており、中には、バッテリーが切れているなど、緊急時に正常な使用ができないおそれがある施設(16施設)もみられた。

表－6 AEDの管理が不十分な状況

(単位：施設、%)

区 分		該当施設数(割合)
不適切管理施設	日常点検を全く行っていないとしている施設	41
	日常点検を実施しているとしているが、その結果を記録していない施設	62
	バッテリーが切れていたり、電極パッドの期限が切れており、緊急時に正常な使用ができないおそれがある施設	16
	計	106 (84.8)
適切管理施設		19 (15.2)
合 計		125 (100)

(注) 重複項目に該当するものがあるため、該当施設数の合計は一致しない

3 AEDの設置情報の登録

- 総務省群馬行政評価事務所、山梨行政評価事務所及び長野行政評価事務所がそれぞれの県内の国の行政機関におけるAED設置情報の登録状況を調査した結果、表-7のとおり、135 機関中 97 機関（71.9%）は日本救急医療財団に未登録となっていた。

表-7 救急医療財団の登録状況

(単位：機関、%)

区分	山梨県内	群馬県内	長野県内	計
登録	7	5	26	38 (28.1)
未登録	19	39	39	97 (71.9)
合計	26	44	65	135 (100)

(注) 群馬事務所、山梨事務所及び長野事務所の調査結果による(平成24年4月～7月調査)。

- 北海道管区行政評価局及び京都行政評価事務所が、それぞれ札幌市内、京都市内に設置されているAEDについて、救急医療財団と市が保有しているAEDの設置情報を突合したところ、表-8のとおり、1,768 施設中 526 施設（29.8%）は救急医療財団に登録されていないものとなっていた。

表-8 札幌市内及び京都市内の施設におけるAED設置情報の登録状況 (単位：施設、%)

区 分	施 設 数 等		
	札幌市内	京都市内	計
救急医療財団と市の両方に登録	337	85	422 (23.9)
救急医療財団のみに登録	776	44	820 (46.4)
市のみに登録(救急医療財団に未登録)	381	145	526 (29.8)
合 計	1,494	274	1,768 (100)

(注) 北海道管区行政評価局、京都行政評価事務所の調査結果による(平成24年2月調査)。

《参考》

〔行政苦情救済推進会議〕

総務省に申出のあった行政相談事案の処理に民間有識者の意見を反映させるための総務大臣の懇談会（昭和62年12月発足）。

メンバーは、次のとおり。

（座長）	大森 彌	東京大学名誉教授
	秋山 收	元内閣法制局長官
	加賀美幸子	千葉市女性センター名誉館長
	加藤 陸美	元環境事務次官
	小早川光郎	成蹊大学法科大学院教授
	谷 昇	（社）全国行政相談委員連合協議会会長
	松尾 邦弘	弁護士、元検事総長